発議案第１号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出する。

令和７年３月２１日　提出

提出者　南部町議会議会運営委員会委員長　三鴨　義文

南部町議会議長　景山　浩　様

別紙

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第１０９条及び南部町議会委員会条例第６条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に調査を行うものとする。

記

１．委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

２．目　　的

人口減少社会において増え続ける地域社会の課題を乗り越えていくため、地方議会の役割は益々重要となっているが、南部町においては２期続けて無投票選挙となり、全国の町村の約３割でも無投票となっている。

原因として低額な議員報酬や政治や議員への関心の低さ、議会の活動に魅力を感じていただけないこと、議会に対する住民の関心が低下し、人口減少・高齢化とも相まって、議員のなり手不足の深刻化が考えられる。

議会は行政とともに地域の進むべき方向性を決定し、ひいては住民生活の満足度を左右するという大きな使命を帯びている。なり手不足が続けば、議会の使命は果たせず、議会のあり方が問われ、議会改革の取組みが喫緊の課題となっている。

また、少子高齢化及び人口減少が危惧される現在、地域においてこれを乗り越えていくために、さらに住みよい地域の形成を図っていくことが大切である。

そして、魅力あるまちづくりを実現していくため、南部町は令和２年３月に２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行い、令和３年３月に南部町温暖化防止計画を策定、

令和６年度から令和１１年度を事業期間とする地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）に採択され取り組まれている。

このような環境政策等をはじめ、町はどのような具体的対策をとっていかなければならないか、議会として深く研究し、人口減少に起因する様々な課題解決に資することを目的とする。

３．調査事項

（１） 議会改革について

（２） 再生可能エネルギー普及の取り組みについて

４．調 査 地

① 神奈川県大磯町

② 神奈川県開成町

５．調査期間

令和７年４月２３日から４月２４日までの２日間

６．経　　費

予算に認められた範囲内

７．調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。